

森林づくり推進支援金事業総括書の公表状況

- 平成 30 年度以降の森林づくり推進支援金は、交付対象事業の公表、事業実施後の検証、評価及びその内容の公表を市町村が自ら行うこととしています。
- 市町村は事業実施後、「**森林づくり推進支援金事業総括書**」により事業の検証及び評価を行い、地域振興局を通じて「**みんなで支える森林づくり地域会議**」の意見を聴いた後にこれを公表します。
- 前回会議（7/21）において、今後公表することとしていた**令和元年度の「森林づくり推進支援金事業総括書」について、下記ホームページにおいて公表しましたので、報告します。**

URL:<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/sangyo/ringyo/shisaku/kenminzei/sienkin.html>
 （長野県公式ホームページ→仕事・産業・観光→森林・林業→長野県森林づくり県民税→森林づくり推進支援金の検証、評価）



※「みんなで支える森林づくり地域会議」での意見聴取が済んでいない市町村については、意見聴取後に HP に掲載します。

■森林づくり推進支援金交付要綱（抜粋） （検証、評価及び公表）

第 12 市町村長は、森林づくり推進支援金事業総括書（以下「総括書」という。）により当該交付の対象となった事業の検証及び評価を行い、その内容を地域振興局長に報告するとともに、公表しなければならない。

■森林づくり推進支援金事業実施要領（抜粋）

（事業内容の検証、評価及び公表等）

- 第 11 要綱第 12 に規定する森林づくり推進支援金事業総括書（以下「総括書」という。）は、別記様式第 15 号によるものとする。
- 2 総括書の提出は、要綱第 9 に規定する森林づくり推進支援金事業実績報告書の提出と同時にを行うものとする。
 - 3 地域振興局長は、総括書を別に定める「みんなで支える森林づくり地域会議」に報告し、意見を聴いた上で、その結果を市町村に報告するものとする。
 - 4 市町村長は、前項の報告を踏まえ、事業の検証及び評価の結果を公表するものとする。（その他）
- 第 12 地域振興局長は、森林づくり推進支援金の交付決定及び額の確定を行ったときは、別記様式第 16 号により速やかに森林づくり推進支援金事業実施報告書を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により報告のあった内容について、別に定める「みんなで支える森林づくり県民会議」へ報告するものとする。